

平成25年

第9回教育委員会会議録

秋田県教育委員会

平成25年第9回教育委員会会議録

- 1 期 日 平成25年7月11日 木曜日
- 2 場 所 教育委員会委員室
- 3 開 会 午後2時30分
- 4 閉 会 午後4時20分
- 5 出席委員 猪股 春夫
北林真知子
田中 直美
長岐 和行
佐藤 一成
米田 進

6 説明のための出席者

教育長 米田 進	教育次長 福田世喜
教育次長 栗津尚悦	総務課長 金田 恵
参事(兼)博物館長 風登森一	教職員給与課長 村上幸義
施設整備室長 能登谷敏	義務教育課長 吉川正一
幼保推進課長 廣野宏正	特別支援教育課長 西嶋崇広
高校教育課長 鎌田 信	文化財保護室長 佐々木人美
生涯学習課長 平川祐作	福利課長 金 義晃
保健体育課長 越後谷真悦	

7 会議に附した議案

- 報告第 5号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について
- 報告第 6号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について
- 議案第27号 秋田県教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について
- 議案第28号 秋田県教育職員検定審査会規則の一部を改正する規則案について
- 議案第29号 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案について
- 議案第30号 秋田県立中学校学則の一部を改正する規則案について
- 議案第31号 秋田県心身障害児就学審議会委員の任命について
- 議案第32号 秋田県立博物館協議会委員の任命について
- 議案第33号 秋田県立近代美術館協議会委員の任命について
- 議案第34号 文化財保護法施行細則の一部を改正する規則案について

8 承認した事項

- 報告第 5号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について
- 報告第 6号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について

9 議決した事項

- 議案第 27号 秋田県教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について
- 議案第 28号 秋田県教育職員検定審査会規則の一部を改正する規則案について
- 議案第 29号 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案について
- 議案第 30号 秋田県立中学校学則の一部を改正する規則案について
- 議案第 31号 秋田県心身障害児就学審議会委員の任命について
- 議案第 32号 秋田県立博物館協議会委員の任命について
- 議案第 33号 秋田県立近代美術館協議会委員の任命について
- 議案第 34号 文化財保護法施行細則の一部を改正する規則案について

10 報告事項

- ・秋田県版「子ども・子育て会議」について
- ・平成25年度秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座（後期）」募集要項について
- ・平成25年度秋田県立高等学校非常勤職員（「学校司書」）採用選考試験の実施について
- ・「かがやきの丘祭り」について
- ・平成25年度秋田県教育委員会文化財専門職員採用選考試験募集要項について

11 会議の要旨

【猪股委員長】

ただいまより、平成25年第9回教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名員は2番田中委員と4番佐藤委員にお願いします。

それでは、報告第5号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について」総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

報告第5号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について」説明

【猪股委員長】

報告第5号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【佐藤委員】

県立高校の耐震補強工事の完了時期は決まっておりますが、私立高校における完了時期は分かっているものでしょうか。

【総務課長】

私立高校において、耐震工事が必要な棟が全部で10棟ありましたが、昨年度までに8棟完了しており、1棟は今年度中、残りの1棟については来年度行われる予定で進んでおります。来年度で、全ての耐震補強工事が完了する見込みです。

【佐藤委員】

議案12ページ「秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例案」の第2条に、角館高校の住所を「『仙北市角館町小館七十七番地二』を『仙北市角館町細越町三十七番地』に改める」とありますが、逆ではないでしょうか。

【総務課長】

これは、一時的に第1条にある住所に移転したのち、元の角館高校の改修工事が終わったらまた元の住所に戻すという、二段階の書き方になっております。

【田中委員】

議案4ページの「建設事業関連家屋事後調査費」についてですが、これはこれから調査をして、必要があれば、また予算を計上して修理等していくということになるのでしょうか。

【施設整備室長】

工事を始める前に、事前に調査をしておりますが、事後調査をしてから事前調査と比較・検討し、家屋への影響が見られれば、予算計上して進めていくこととなります。

【田中委員】

これまで、工事の影響で何かを直さなければならないことはありましたか。

【施設整備室長】

工事によって規模は違いますが、これまでもありました。

【猪股委員長】

参考資料を添付していただき、ありがとうございました。資料に財源についての説明があり、大変分かりやすかったと思います。

参考資料の6ページに、主管課別、性質別の額がありますが、どこまでの人件費が教職員給与課に含まれているのか教えてください。性質別にある人件費よりも、教職員給与課に計上されている人件費が少ないと思います。

【総務課長】

教職員給与課に計上されている人件費のほかに、非常勤職員につきましては、各課室にそれぞれ計上しています。

【猪股委員長】

他になれば、報告第5号を承認してもよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

それでは、報告第5号を承認します。

次に、報告第6号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について」総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

報告第6号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について」説明

【猪股委員長】

報告第6号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

特になれば、承認してもよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

それでは、報告第6号を承認します。

次に、議案第27号「秋田県教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について」総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第27号「秋田県教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について」説明

【猪股委員長】

議案第27号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【田中委員】

規則の改正については、前回の協議会で説明していただきましたが、規則が実情に合っていないということから、分かった時点でこのように整えることはいいことだと思います。

分からないところがあるので教えていただきたいのですが、第22条に、「委員は、自己の表決の更生を求めることはできない」とありますが、これはどういうことでしょうか。

【総務課長】

委員長が表決を採りますが、一度表決を表した後に、それを改めることはできないということです。

【田中委員】

第23条に、「すべての修正案が否決されたときは、原案のとおり決定する」とありますが、この意味についても教えてください。

【総務課長】

原案が否決されたときに、その修正案が提出される場合がありますが、その修正案について適当かどうかの議論をしていただき、その修正案も否決されれば、原案が適当ということで、原案どおり決定するということです。

【佐藤委員】

読点が入ったり、漢字を平仮名に直したりしておりますが、これは何か基準があるのでしょうか。

【総務課長】

法制執務ということでの統一的な基準がありますので、それに従って直しております。

【佐藤委員】

第20条に第3項を追加しておりますが、この項の追加で、何がどのように変わるのですか。

【総務課長】

この項につきましては、現在行われている実態に合わせて追加しました。現在のように、委員長が委員に諮って表決を採る、ということを明文化したものです。

【佐藤委員】

第20条第2項では、委員二人以上の要求が必要であるのに対し、第25条では、委員三人以上の賛成が必要となっています。違いが分かりません。

【栗津次長】

第20条第2項は、議題のことではなく、表決の採り方についての規定ですので、二人以上での要求があればいいということであり、第25条については、正式な議題とすることを委員会で決めていただきたいときの規定になりますので、三人以上必要ということになります。

【田中委員】

この「秋田県教育委員会会議規則」は、私たち委員がしっかり知っておかなければいけないものだと思います。今までよく分からないままでおりましたので、全文をいただきたいと思います。

【猪股委員長】

ぜひお願いします。

【総務課長】

分かりました。

【猪股委員長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

では、表決を採ります。

議案第27号を原案どおり可決することでよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

それでは、議案第27号を原案どおり可決します。

次に、議案第28号「秋田県教育職員検定審査会規則の一部を改正する規則案について」義務教育課長から説明をお願いします。

【義務教育課長】

議案第28号「秋田県教育職員検定審査会規則の一部を改正する規則案について」説明

【猪股委員長】

議案第28号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【田中委員】

「秋田県教育職員検定審査会」とは、どういう審査会ですか。

【義務教育課長】

免許の授与は、大きく分けて二つ形があります。一つは、大学等で単位を取得して免許を授与するものと、もう一つはそれ以外のケースで教育職員の検定に合格した者に授与するものであり

ます。例えば、小学校2種の免許をもっている者が、ある程度の経験年数を経て、1種を取得したいなと思ったとき、通常であれば大学でそれ相当の単位を取得しなければならないのですが、在職年数を加味してこの審査会で審査し、免許状を与えます。

【田中委員】

大学で教職課程を経て免許を取得した場合も、そうでない場合も、全てこの審査会を経ることになりますか。

【義務教育課長】

検定審査会は、大学で教職課程を経た場合以外になります。

【田中委員】

必要に応じて、開催されるということでしょうか。

【義務教育課長】

申請があれば、開催して検討していくことになります。

【田中委員】

現在、審査員はどのような方が務めていますか。

【義務教育課長】

審査員は、会長を教育長、副会長を主管課の課長ということで現在は義務教育課長、その他の審査員は、幼保推進課長、幼保推進課指導班長、義務教育課管理班長、義務教育課管理班副主幹、高校教育課長、高校教育課管理班長、特別支援教育課長、特別支援教育課管理班長、となっております。

【田中委員】

審査員及び臨時審査員は、「秋田県教育委員会が任命する」とありますが、これは教育委員会会議における議決事項なのか、教育長に委任している部分なのか、よく分かりませんので、教えてください。

【義務教育課長】

確認します。

【猪股委員長】

社会人特別選考の場合は、この審査会が必要ですか。

【義務教育課長】

必要になります。

【福田次長】

先ほど田中委員から御質問があった件についてですが、産業教育審議会など法令で定められて設置している審議会の委員については、教育委員会会議での議決事項となっていますが、規則で定められている審議会の委員については、教育長の専決事項として処理させていただいているとこちらでは考えております。

【田中委員】

そうであれば、第3条の規定は、別の表現になると思いますが、いかがでしょうか。

【栗津次長】

任命する意思決定は専決ということになりますが、あくまでも任命者は秋田県教育委員会であり、名義が秋田県教育委員会ということになります。

【長岐委員】

今日の議案は、あくまでの規則の文言を改正するということですよ。

【義務教育課長】

内容の改正ではございません。本来であれば、平成元年の規則の改正に伴い改正すべきところで、改正しないまま今に至った部分を、本日改正するものであります。

【長岐委員】

運用自体は、平成元年の規則の改正に則して運用してきたということで承りました。田中委員からの質問に対しての回答としては、次長の回答でよろしいとは思いますが、念のため、改めて協議会等で報告していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【義務教育課長】

了承しました。

後日、改めて報告いたします。

【田中委員】

よろしく願いいたします。

【猪股委員長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

それでは表決を採ります。

議案第28号を原案どおり可決することでよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

それでは、議案第28号を原案どおり可決します。

次に、議案第29号「秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案について」高校教育課長から説明をお願いいたします。

【高校教育課長】

議案第29号「秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案について」説明

【猪股委員長】

議案第29号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【田中委員】

能代工業高校の建築・木材科と都市工学科を合せて建設科にするという説明でしたが、それぞれのコースの定員は決まっているのでしょうか。

【高校教育課長】

定員は35名であり、コースに上限があっても構わないことになっておりますが、半数くらいずつのコース制をとるものと思われま。

【田中委員】

希望の人数によっては、ある程度の人数は動かせるということですか。

【高校教育課長】

学校の判断によりできます。

【佐藤委員】

同じく、能代工業高校建設科についてですが、現在の都市工学科が2年次から土木コースになるように見受けられますが、土木コースで都市工学科の内容が学べるのでしょうか。

【高校教育課長】

もともと、都市工学科は土木の内容を学んでいる学科ですので、現在学んでいる内容がそのまま学べることになります。

【佐藤委員】

受検生は、この都市工学科で土木の内容を学ぶと認識していると考えてよろしいでしょうか。

【高校教育課長】

校長に対し、決定ではないが、中学校に説明する際には、このようになりうることを話してもよいと説明しておりますので、周知されているものと考えております。

【田中委員】

先日、学校説明会がありました。まだ、昨年度の学科のままの説明でしたので、今の中学3年生は、よく把握していないと思います。恐らく、まだ決定ではないので公表していないのだと思いますが、学科について変更があるかも知れないという話はありませんでしたので、改めて、きちんとアナウンスしていただきたいと思います。

【高校教育課長】

まだ決定ではないということから、慎重に考えて説明していないことも考えられますので、この後、周知してまいりたいと思います。

【佐藤委員】

土木コースで都市工学科の内容が学べるということでしたが、建築コースと都市工学コースに分け、都市工学コースで土木の内容が学べるという説明の方がしっくりきます。都市工学を学ぼうと思って入学し、2年次から土木コースになると戸惑うのではないかと思います。いかがでしょうか。

【高校教育課長】

学校の判断によりこのような形にしておりますが、恐らく、定着はしてきてはいるものの、都市工学科で土木について学べるとなかなかイメージできないこともあり、はっきり土木としたほうが分かりやすいのではないかとこの視点から、こういう形にしたのだと思います。

【佐藤委員】

子どもたちが分かれば、それでいいとは思いますが。

【猪股委員長】

もともとは、都市工学ではなく土木だったと思いますが、土木を都市工学に言い換えていたものを、また元に戻したと捉えてよろしいでしょうか。

【高校教育課長】

イメージとしては、そういうことになります。

【長岐委員】

私も、素直に考えれば、佐藤委員のおっしゃるとおりだと思います。今日の議案は、建設科を設けることについてだと思いますので、コースのことについては、今後、要検討としていただきたいと思います。

【高校教育課長】

今の議論を踏まえ、今後検討したいと思います。

【田中委員】

学校では、受検生のために案内を作成しなければいけない時期だと思いますので、この表記については、後回しにはしないでいただきたいと思います。

【長岐委員】

私が要検討と言いましたのは、学校ときちんと議論していただきたいということですので、急がなければいけないというのは、田中委員のおっしゃるとおりです。

【猪股委員長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

それでは、表決を採ります。

議案第29号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

それでは、議案第29号を原案どおり可決します。

次に、議案第30号「秋田県立中学校学則の一部を改正する規則案について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

議案第30号「秋田県立中学校学則の一部を改正する規則案について」説明

【猪股委員長】

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

それでは、表決を採ります。

議案第30号を原案どおり可決することでよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

それでは、議案第30号を原案どおり可決します。

次に、議案第31号「秋田県心身障害児就学審議会委員の任命について」特別支援教育課長から説明をお願いします。

【特別支援教育課長】

議案第31号「秋田県心身障害児就学審議会委員の任命について」説明

【猪股委員長】

議案第31号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【長岐委員】

事前に協議会で説明を受け、本日も分かりやすい資料で説明していただきましたので、特に異議はありません。

【猪股委員長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員】

それでは、表決を採ります。

議案第31号を原案どおり可決することでよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

それでは、議案第31号を原案どおり可決します。

次に、議案第32号「秋田県立博物館協議会委員の任命について」生涯学習課長から説明をお願いします。

【生涯学習課長】

議案第32号「秋田県立博物館協議会委員の任命について」説明

【猪股委員長】

議案第32号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

私から一つだけ質問させていただきますが、委員名簿の上段に、任期が「7月9日から」とありますが、これは、委員全体の任期は「7月9日から」ということで、交代になる方の任期は「7月11日から」ということでよろしいでしょうか。

【生涯学習課長】

そのとおりです。

【猪股委員長】

他になければ、表決を採ってもよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

それでは、表決を採ります。

議案第32号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

それでは、議案第32号を原案どおり可決します。

次に、議案第33号「秋田県立近代美術館協議会委員の任命について」生涯学習課長から説明をお願いします。

【生涯学習課長】

議案第33号「秋田県立近代美術館協議会委員の任命について」説明

【猪股委員長】

議案第33号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

では、表決を採ります。

議案第33号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

それでは、議案第33号を原案どおり可決します。

次に、議案第34号「文化財保護法施行細則の一部を改正する規則案について」文化財保護室長から説明をお願いします。

【文化財保護室長】

議案第34号「文化財保護法施行細則の一部を改正する規則案について」説明

【猪股委員長】

議案第34号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【長岐委員】

平成16年の改正法に従って、これまで運用はされていたんですね。

【文化財保護室長】

はい。そうです。

【猪股委員長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

では、表決を採ります。

議案第34号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

それでは、議案第34号を原案どおり可決します。

次に、報告事項に入ります。

「秋田県版『子ども・子育て会議』について」 幼保推進課長から説明をお願いします。

【幼保推進課長】

「秋田県版『子ども・子育て会議』について」 説明

【猪股委員長】

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

【佐藤委員】

「本県では」という説明でしたが、他県では違う呼び方をしているのでしょうか。

【幼保推進課長】

この会議の形態には様々なパターンがあり、地方版の「子ども・子育て会議」として新たに条例で設置するところもありますし、次世代育成支援としての会議をリニューアルするところもあります。本県では、子ども・子育て支援に係る検討を秋田県社会福祉審議会の場で行ってきたという経緯もあり、これまでの議論との整合性、継続性を考慮しまして、社会福祉審議会を「子ども・子育て会議」と位置付けることで対応しております。

【佐藤委員】

これまでの社会福祉審議会の委員は9名ということでしょうか。

【幼保推進課長】

社会福祉審議会全体としては、もう少しおります。社会福祉審議会に新たに設ける部会の構成委員の人数が15名であり、すでに社会福祉審議会の委員である方を除き、新たに委員になられる方が臨時委員の6名であります。

【猪股委員長】

他になければ、次に、「平成25年度秋田県立秋田明德館高等学校『科目履修講座（後期）』募集要項について」及び「平成25年度秋田県立高等学校非常勤職員（『学校司書』）採用選考試験の実施について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

「平成25年度秋田県立秋田明德館高等学校『科目履修講座（後期）』募集要項について」説明

「平成25年度秋田県立高等学校非常勤職員（『学校司書』）採用選考試験の実施について」説明

【猪股委員長】

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

【北林委員】

平成25年4月1日現在で1名の欠員となっており、現在まで欠員の状態のままであったのはなぜでしょうか。

【高校教育課長】

3月末付で結婚により退職された方がおりました。これまで欠員が生じた場合は、今回以上に時間が空いておりましたので、今回はなるべく早くと思い、区切りがいいところで、10月からの採用と考えました。

【北林委員】

退職する前に、何か月前まで申し出るという規定は県にはないのでしょうか。急に辞めることになったのでしょうか。民間では、こういう事態が生じないように、規定があります。

【高校教育課長】

規定の有無については詳しくは分かりませんが、今回は結婚でしたので、ある程度前から分かっていたかとは思いますが。

【長岐委員】

法律上では、民法で雇用契約の解約は2週間前まで伝えればよいことになっています。一般の就業規則では、1か月前となっていることが多いですが、その就業規則が有効か無効かについては、法廷でよく争われます。ただし、北林委員の指摘は、そういう法的なことではなく、実態としてはなるべく早く伝えるべだという趣旨だと思います。

【北林委員】

そうです。強要はできないかも知れませんが、教育に携わる者の責任としてそうすべきではないかということです。

【猪股委員長】

前に辞めた方も、非常勤職員ですか。

【高校教育課長】

はい。そうです。

【猪股委員長】

そうであれば、3月末で任期満了であったということですか。

【高校教育課長】

そうです。本人からは、1か月以上前から辞めるという話があり、ちょうど3月末で任期が切れたという状況だそうです。

【北林委員】

それなのに、採用がこの時期なのは、どうしてでしょうか。

【高校教育課長】

4月に募集することは、事務作業の面で時間的に厳しく、難しかったのだと思います。

【福田次長】

非常勤職員なので、絶対必要だという定員ではなく、1人退職になったからといって、すぐに補充しなければならないという性格のものではありません。

【長岐委員】

欠員が生じたことによって、学校に不都合はありませんでしたか。

【高校教育課長】

高校の図書館の運営に関しては、司書教諭が配置されておりますし、図書委員もおりますので、その学校ではみんなでカバーしてきたという状況にあります。

【北林委員】

司書教諭は、司書の資格をもった教諭ということですか。

【高校教育課長】

そうです。教諭と司書教諭をもっています。

【北林委員】

司書と司書教諭は違いますか。

【高校教育課長】

非常勤司書と司書教諭は違いますが、司書教諭をもった司書もいます。

【北林委員】

司書教諭は学校だけにいるのですか。

【義務教育課長】

教員免許を取得する過程で、司書の単位も取得する人がいます。単位をもっている人を司書教諭と言います。学校図書館法により、小中学校の場合は、12学級以上ある学校では、必ず司書教諭を置かなければならないと決まっておりますので、12学級以上ある学校は司書教諭を配置し、図書館の充実を図っています。

【北林委員】

12学級以上というのは、高校でも同じですか。

【高校教育課長】

同じです。

【福田次長】

1 2 学級以上ある学校において辞令で発令された司書教諭は、普段であれば、授業時数を16時間担当するところを12時間くらいに軽減して、その分図書館業務に携わるようにします。本県の場合、全ての学校に司書教諭を配置するように調整しておりますが、学級数が11以下だと司書教諭として発令はできないので、司書教諭の資格をもった教諭を配置して、図書館の充実に携わせるような体制はとっております。

非常勤司書が不在となった場合は、司書教諭が中心となった教員の図書部と生徒の図書委員会、また、事務職の臨時的任用職員が、放課後に図書館業務を行うなど、カバーする体制はとっております。

【佐藤委員】

採用試験で司書教諭の免許がある人を優先的に採用することは特に考慮しなくてもいいほど、司書教諭の免許がある人はたくさんいると考えてよろしいでしょうか。

【義務教育課長】

今年の5月現在で、小学校では162名、中学校では87名の有資格者がおります。また、小学校で12学級以上あるのは70校で、中学校では38校ですので、発令しなければならない数の倍以上はいるということになります。

また、採用試験では、優先させる条件とはしておりません。

【高校教育課長】

高校では、司書教諭の資格がある者は、110名おり、人数としては十分足りていると思います。

【田中委員】

今回の1名の欠員のために、選考試験の問題は作り直しているのでしょうか。

【高校教育課長】

問題は、その都度作成しております。

【田中委員】

教員採用試験であれば、合格には至らなかった人をリストに登録して、急な欠員のときに臨時講師として勤務していただくことができますが、そういう登録制など、もっと効率的な方法はないのでしょうか。いなくてもいい人であれば、雇う必要もないと思いますが、できるだけ学校にいて、仕事をしていただかなければならない人だと思しますので、効率的な方法を考えていただきたいと思っております。

【高校教育課長】

非常勤職員なので、次年度も同じような配置見込みがあるとは限らないため、採用試験と同じような方法はなかなかできないと思います。今のところは、欠員が生じたときに選考試験を行うという今の方法がベストなのではないかと考えております。

【猪股委員長】

民間の感覚で述べると、臨時や非常勤というのは、突発的に必要性が生じたから、期間を限定して雇うということになりますので、常勤と同じような方法で採用となると、目的に反するのではないかと思います。採用の方法はもう少し考えていただいて、検討をお願いしたいと思います。

【福田次長】

御指摘いただいたところは、私たちも課題として考えておりました。専門的な非常勤職員であり、任期はあるものの、継続して雇用する必要もあるため、改めて試験として行ってきました。一方で、機動性に欠けたり、他の採用試験との整合性など、課題はある試験だと思っておりますので、ただ今の御指摘を受けて、今後考えてまいりたいと思います。

【北林委員】

相手が子どもであるだけに、その需要の度合いが分かりにくいと思いますが、やはり必要な仕事でありますので、非常勤職員の試験制度の手間や時間と、雇用の形態と、欠員になったときに学校で生じる不都合などの整合性について、前例にこだわることなく、もう一度見直してほしいと思います。

【高校教育課長】

今後、ベストな採用の在り方について、考えていきたいと思っております。

【猪股委員長】

他になければ、次に「『かがやきの丘祭り』について」特別支援教育課長から説明をお願いします。

【特別支援教育課長】

「『かがやきの丘祭り』について」説明

【猪股委員長】

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

【北林委員】

このチラシは、豊学校の生徒のデザインですが、色も配置も大変素晴らしい出来上がりになっていると思います。ぜひ、本人に、好評であると伝えていただきたいと思います。

【田中委員】

雨天は中止ということですが、室内で開催するなど、何か手立てはないのでしょうか。

【特別支援教育課長】

ある程度の人数が入る場所となると体育館となりますが、暑い中、かなりの人数が入ることになり、特にきらり支援学校の生徒の場合は体調管理が大変になりますので、安全面を考慮した上で、雨天の場合は中止としております。

【猪股委員長】

他になければ、次に、「平成25年度秋田県教育委員会文化財専門職員採用選考試験募集要項について」文化財保護室長から説明をお願いします。

【文化財保護室長】

「平成25年度秋田県教育委員会文化財専門職員採用選考試験募集要項について」説明

【猪股委員長】

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

【長岐委員】

特にありません。

【猪股委員長】

特になければ、予定された案件は以上ですが、何かございませんか。
なければ、以上で本日の会議を閉じます。お疲れさまでした。